

四月廿一日 咳も殆どなくなる。

熱 午前七時半(卅六度七分)午後二時(卅六度)

六分) 午後八時(卅六度一分)

牛乳 一五〇瓦(朝)五〇(晝)一五〇瓦(夕)

五〇瓦(夕)

魚肉は平生に復し、八匁づゝ(一回に)

便通一回

四月廿二日 熱もなく、他に異常なし

母今日より學校に行く

四月廿三日 本夜より母と安田氏の徹夜看護をや

め父母と同室に眠る井上牧師來訪、カードを下

さる、これは繪といひしに、エヽヽと幾度もい

ふ。

麻疹の豫後は餘程注意せざれば他に併發症を伴

ふべしとの事なり。凡そ潜伏期一週間、發疹期

一週間、而して豫後一週間は就醫せしむべきま
まりなりと承はりぬ。發病の時より既に十七日
を経過したり。此分にて行かば豫後も良好なら
むとの事なり。

婦人と親族法 (承前)

太田英隆

第一款 親系及び親等

(一)。親系とは、血族や姻族が相互に連らなつて居る
血統で、二つの區別があります。

(1) 直系及び傍系

直系とは、自分又は配偶者から上下に連らなる

關係で、父母、祖父母、曾祖父母、高祖父母、

子、孫、曾孫、玄孫の如きであります。之れに

反して、同一始祖から分岐せる關係、即ち伯叔

父、姑の如きを傍系と云ふのです。この區別は、實際上實益があるのです。

(2)

尊屬及び卑屬

尊屬とは、自分より系統が上位にある、父母、祖父母の如きものを云ひます。卑族とは系統上自分の下位にある、子、孫、曾孫、甥、姪等の類であります。この實益は相續順位に大に關係します。

(2) 親等とは、系統上親族關係の遠近を示す名目であつて、即ち親族間に於ける世代であります。其親等の算定法は民法第七百二十六條に定めてありますから、これを少しく説明しませう。

親等を定めるに二種あります。一は尊卑の階級です。例へば、配偶者相互にては婦の夫に對する關係は一親等で、夫の婦に對する關係は二親等で

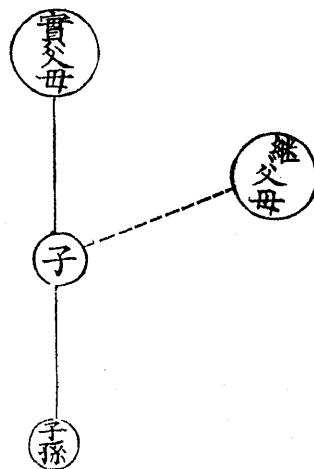
あります。二は、血統の親疎遠近を示すものです。即ち親族の遠近は世數を算して之を定め、一世を以て一親等とするやうなで、吾法に用ひてゐる羅馬主義です。それで、親子の間は一世ですから一等親であります。祖父母は二等親になります。

兄弟は父まで溯りて其間の世數一親等と、父より兄弟に下る其間の世數一親等を加へますから、自分の一親等の傍系親となります。

以上説いた所を明かにする爲め、左に親族の圖解を掲げますから、之れに就いて見て下さい。



圖係關族親子親繼



圖係關族親子親養

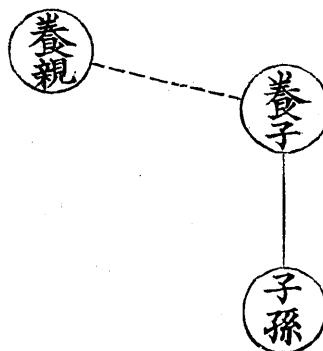


圖 等 親 族 姻

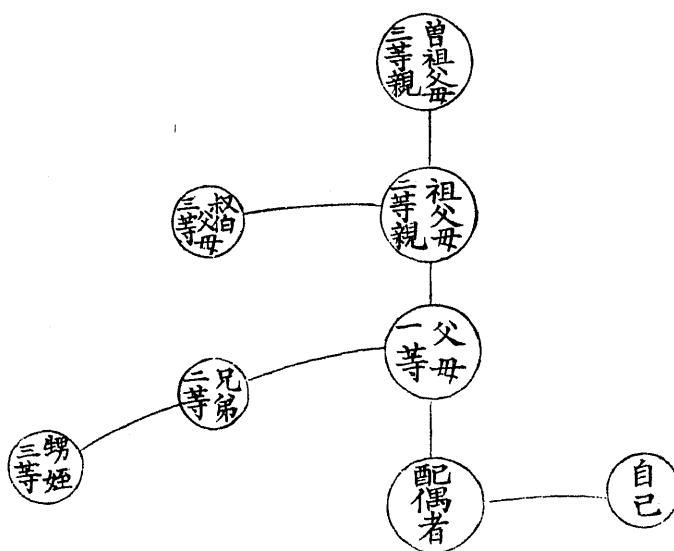
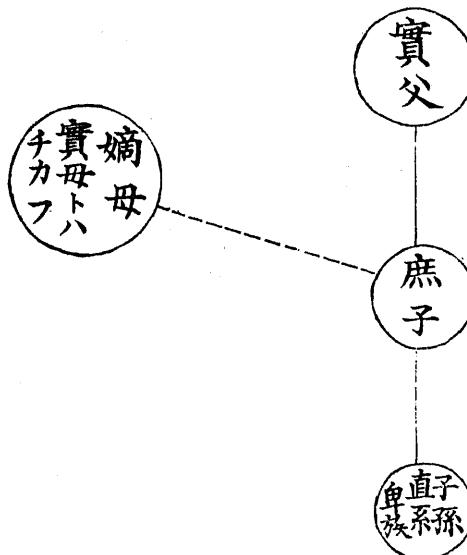
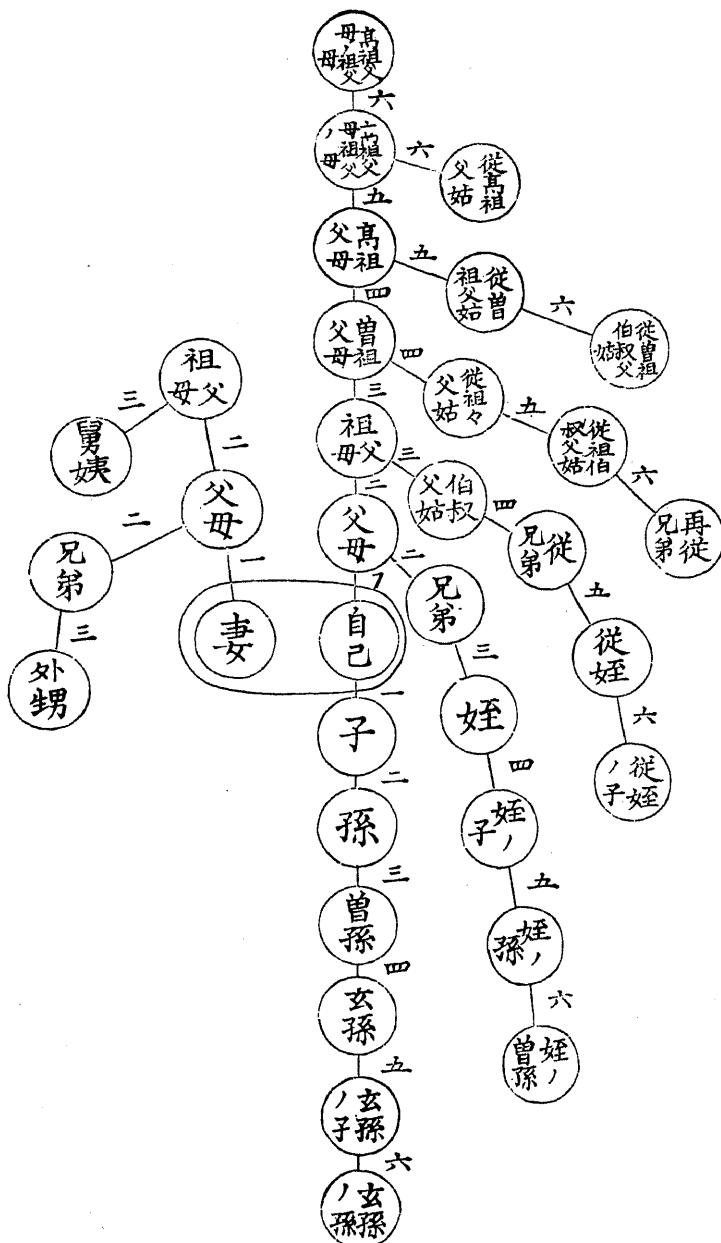


圖 係 族 子 亲 母 庶 嫢 母



圖等親



第三節 親族關係の消滅

第三節

親族關係の消滅

(一)離婚。(二)離縁(養子の場合)。(三)配偶者、養親
養子と共に配偶者及直系卑屬、等が家を去りた
る時。

親族關係の消滅は、別に説明するに及びませんか
省略して、第一章は之れで終へ、次から第二章

に移ります。

筍
料
理

中

半
分

石井泰次郎

割烹

豆腐	砂糖	生薑	砂砂	醤	豆腐
腐乳	油	酢	糖	油	腐乳
小二ツ百	三十匁	一合	三十匁	一合	小二ツ百
匁	匁	合	匁	合	匁
五 三十匁内	二 勺	一 合	五 勺	二 勺	三 勺
筍の根の方を切て、皮の上より皮だけ堅に二つに切かけて、皮をむきさりて、根の方のいば／＼した所を庖丁刀にてむきとり、湯鍋に入れて湯煮一時間して、取り出し、水にひたしゆきて、後に三合せたる汁にて、下養をして、さて汁をしたみて、白酢の中へ入れてあへて出すべし、白酢の擦方	砂糖	醤油	砂糖	醤油	砂糖